

大分県公立学校教頭会会則 令和5年

第1章 総 則

- 第1条 この会は大分県公立学校教頭会という。
- 第2条 この会は大分県下各郡市の小学校、中学校の教頭会を単位として構成する。
- 第3条 この会の事務局は大分県教育会館に置く。
- 第4条 この会は大分県公立小中学校に勤務する副校長・教頭が職能団体として研究の充実、学校運営の効率化、組織の活性化、関係機関・諸団体等との連絡調整を図ることにより、本県教育の向上のため寄与することに努めることを目的とする。
- 第5条 この会は前条の目的を達成するために、次に事業を行う。
1. 学校運営についての研究並びに調査
 2. 副校長・教頭職のあり方と福祉増進についての研究並びに調査
 3. 研修のための種々の集会の開催
 4. 会報、研究物等の発行
 5. 会員相互の親睦、連絡及び情報交換
 6. その他目的達成に必要な事項

第2章 役 員

- 第6条 この会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-----------|----|----------|------|----------------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 6～7名 | 3. 理事（代議員を兼ねる） | |
| 4. 事務局長 | 1名 | 5. 事務局次長 | 2名 | 6. 専門部長 | 3名 |
| 7. 専門部副部長 | 5名 | 8. 会計 | 1名 | 9. 会計監査 | 4名 |
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長はこの会を代表し、会を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 副会長は会の企画及び会務を処理する。
 4. 理事は各郡市を代表して会務を審議し、その地区との連絡に当たる。
 5. 事務局長は会長の指示に従い、会務を処理する。
 6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは会務を代行する。
 7. 各専門部長は各専門部の研修計画の作成・関係機関との連絡調整に当たる。
 8. 会計は会の経理に関する事務を整理し、業務を執行する。
 9. 会計監査委員はこの会の全てを監査して、総会で報告する。
- 第8条 役員は次のように定める。
1. 会長、副会長及び会計監査委員は総会（代議員会）において選出、承認を得る。
 2. 理事の定数は各郡市の会員数に応じて、次のように定める。

会員39名以下	2名
会員40名以上79名以下	3名
会員80名以上	4名
 3. 事務局長、事務局次長、専門部長、会計は会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事は次年度改選までの1年とし、再任を妨げない。

第3章 会 議

- 第10条 この会に次の機関を置き、会長がこれを招集する
1. 総会（代議員会）
 2. 理事会
 3. 事務局会
- 第11条 総会は最高議決機関で、年度当初の第1回理事会冒頭に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- また、開催ができない非常事態と会長が認めた場合は、書面による協議・議決をもって総会にかえることができる。
1. 各郡市の代表からなる代議員会をもって総会とすることができる。
 2. 代議員は理事をもって充てる。
 3. 議長は理事より選出する。
- 第12条 総会に付議することは主に次の通りである。
1. 会務及び決算報告、事業並びに予算の承認
 2. 正副会長並びに会計監査の選出、承認
 3. 会則の変更
 4. 会の加入脱退
 5. その他重要事項の審議
- 第13条 総会の議事は出席会員の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第14条 理事会は総会につぐ重要な議決機関で役員、理事をもって構成し、主に次のことを行う。
- ただし、開催ができない非常事態と会長が認めた場合は、書面による協議・議決をもって理事会にかえることができる。
1. 総会からの委任事項の議決
 2. 総会に提出する議案の審議
 3. その他重要な事項の議決
- 第15条 この会に専門部を置き、本会の目的遂行のための業務を行う。
1. この会に3つの専門部を置く。活動や構成については、下記のように定める。
 - (1) 研究部
全国大会・九州大会・大分県大会等の各種研究大会を通し、教育理念に基づく学校教育の実現と課題の解明、副校長・教頭としての力量を高めるための職務内容の追求、国民の期待に応える学校の社会的役割の推進をする。
 - (2) 調査部
待遇改善、勤務条件の改善等のアンケート調査を実施するとともに、アンケート調査を分析し、その結果をもとに県教委・教育事務所・地教委と話し合いをおこなう。また、会報「あゆみ」の発行をする。
 - (3) 法制部
法制部学習会、管内別教頭研修会を実施することを通し、学校管理及び運営上の課題を明らかにし、法的根拠に基づいた問題解決に努め、副校長・教頭としての資質の向上を図る。

2. 各専門部の構成は次の通りとする。
 - (1) 各郡市の専門部長がその部員となる。
 - (2) 県教頭会副会長は各専門部のいずれかに所属する。

3. 各専門部は必要に応じ、会長及び部長の責任において部会を開催し、協議事項を理事会その他必要な会に提示し審議を求める。

ただし、部会の開催はできないと会長が認めた場合は、書面による協議をもって部会にかえることができる。

第 16 条 事務局会は会務の執行機関で正副会長、事務局長、事務局次長、専門部正副部長及び会計をもって構成し、次のことを行う。

ただし、開催ができない非常事態と会長が認めた場合は、書面による協議をもって事務局会にかえることができる。

1. 事業の企画と執行
2. 理事会に提出する議案の作成
3. その他の処理

第 17 条 この会に事務長、事務職員（以下事務局職員という）を置き、会長が委嘱する。

1. 事務局職員は教頭会の事務処理に当たる。
2. 事務局職員の勤務並びに給与については、事務局規程で別途定める。

第 4 章 会 計

第 18 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入による。

第 19 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第 20 条 この会の決算は、監査を受けて理事会に報告し総会で承認されなければならない。

第 21 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 会計に関する規則は別に定める。

第 5 章 附 則

第 23 条 この会の会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

第 24 条 この会の運営に必要な細則は、理事会においてこれを定める。

第 25 条 この会則は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。

平成 20 年 5 月 20 日一部改正

平成 22 年 5 月 18 日一部改正

平成 24 年 5 月 18 日一部改正

平成 26 年 5 月 15 日一部改正

令和 元 年 5 月 9 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

会 計 規 則

第 1 章 総 則

第 1 条 大分県公立学校教頭会会則第 2 2 条に基づいて、会計規則を次の通り定める。

第 2 章 予 算

第 2 条 予算案は事務局会で作成し、理事会で審議を行い、総会において議決をする。

第 3 条 予算の款外流用については理事会の議決を要する。

第 3 章 収 入

第 4 条 収入は全て会計が管理し、収入簿に記入する。

第 5 条 会費は郡市ごとに集め会計に納入する。

第 6 条 年度途中における会費の納入及び払い戻しについて次のように定める。

1. 納入した会費は、原則払い戻しはしない。ただし年間活動計画に位置づけられた、全員参加の集合研修会が実施できなかった場合、この研修会に関する予算の取り扱いについては事務局もしくは理事会で検討し、臨時総会にて決定する。
2. 教頭に昇任した場合、会費については昇任月を含めた月割り納入とする。
3. 全国活動資金については、次年度納入とする。

第 4 章 支 出

第 7 条 支出は全て会長の承認を得て会計が行う。但し、5,000 円以下の支出については、事務局長の承認で足りる。

第 8 条 支出について、下記の 3 つの規程を設ける。詳細については、別途定める。

1. 表彰規程
2. 弔慰規程
3. 旅費規程

第 9 条 会計は次の帳簿を備え、また証拠書類を保管する。

1. 会計徴収簿 現金出納簿 予算差引簿

第 5 章 決算及び会計監査

第 10 条 当年度の会計決算については、監査を受け次年度の理事会に報告し、総会の承認を受ける。

第 11 条 会計監査委員は年 1 回以上の監査を行い、その結果を総会に報告する。

附 則

この規則は平成 2 0 年 5 月 2 0 日より施行する。

附 則

この規則は平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は平成24年5月18日より施行する。

附則

この規則は令和元年5月9日より施行する。

附則

この規則は令和4年7月21日より施行する。

表彰規程

- 第1条 会員及び事務局職員が次の号に該当する場合は、感謝の意を表し記念品を贈る。
1. 退職した場合（5,000円程度）
 2. 理事として3年以上その職にあった者が職を退いた場合（5,000円程度）
 3. 会のために尽くした功績が特に著しい者で、理事会で協議し承認された場合

弔慰規程

- 第1条 この規程は大分県公立学校教頭会の会員並びに事務局職員、またその配偶者並びに実父母、義父母及び実子に適用する。
- 第2条 この規程による事務は、各郡市理事の報告に基づいて、大分県公立学校教頭会事務局で取り扱うものとする。
- 第3条 この規程の施行にともなう経費は、会費をもってこれに充てる。
- 第4条 会員及び事務局職員が1ヶ月以上病気等で療養する場合、見舞金5,000円を贈る。
- 第5条 会員及び事務局職員、またその配偶者の弔事については、次の各項によって弔意を表す。
- (2) 会員及び事務局職員死亡の場合は、香典料20,000円と弔花及び会長名の弔電を捧げ、会長が会葬する。
 - (3) 会員及び事務局職員の配偶者死亡の場合は、香典料10,000円を供え、会長名の弔電を捧げ、会長が会葬する。
- 第6条 会員及び事務局職員の実父母、義父母、及び実子死亡の場合は、会長名の弔電を捧げる。
- 第7条 その他緊急に必要な場合は、その都度三役会で協議する。但し、その結果については、事務局会・理事会で報告する。
- 第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を要する。

附則

- 1 平成20年5月20日一部改訂
- 2 この規程は平成20年5月20日から施行する
- 3 平成21年4月1日一部改訂
- 4 この規程は平成21年4月1日より実施する。
- 5 令和元年5月9日一部改訂
- 6 この規程は令和元年5月9日より実施する。

旅 費 規 程

第 1 条 大分県公立学校教頭会の旅費規程を会計規則第 8 条の規定に基づき、次のように定める。

第 2 条 本規程に定める旅費の支払いは、本会員ならびに事務局職員及び会長が認めた者とする。

第 3 条 用務地「県内」における理事会、専門部会、事務局会等の諸会議（以下諸会議という）に出席する場合の出張の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 旅費額は、旅費に関する大分県条例に準じ、事務局で決定する。ただし、起点は勤務校とする。（別表第一）
2. 高速道路利用については、大分県旅費規程に準じて特認事項とするとともに、往路のみの扱いとし、片道高速料金を含む旅費額を支給する。
3. 諸会議に代理として出席する者の旅費は、役員に準じて支給する。
4. 日当は、諸会議 1 日につき 500 円とする。食事の必要な場合は事務局で準備する。ただし、食事の準備のないときは、昼食代 600 円を支給する。
5. 事務局役員ならびに事務局職員が、県内でそれぞれ用務のために行動した場合は、実費旅費及び日当 1,000 円を支給する。また、宿泊を伴う場合は、宿泊費実費を含む額を支給する。

第 4 条 用務地「県外」における出張の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 旅費は実費旅費と宿泊費実費及び日当 1,000 円を支給する。ただし、計算の基礎となる経路については、効率的に移動することに努める。
2. 会議等に付随した懇談会費用等特別負担のある場合は別途考慮する。

附 則

1. 平成 21 年 4 月 1 日改訂
2. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。